

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| <p>(基準地積の更正等)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の申請をする場合において、基準地積と実測による地積との差が国土調査法施行令(昭和27年政令第59号)別表第4甲2の項に記載された数値の範囲内であるときは、申請することができない。</p> <p>3～6 略</p> <p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第24条 清算金として徴収する金額が1人について5万円以上で、かつ、納付すべき者から分割納付を希望する旨の申出があったときは、その清算金に利子を付して分割徴収するものとし、清算金として交付すべき額が1人につき5万円以上になるときは、その清算金に利子を付して分割交付することができるものとする。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期限の翌日から起算して清算金の額に応じて次の区分によるものとする。</p> <div data-bbox="145 1361 778 1422" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> | <p>(基準地積の更正等)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の申請をする場合において、基準地積と実測による地積との差が国土調査法施行令(昭和27年政令第59号)別表第5甲2の項に記載された数値の範囲内であるときは、申請することができない。</p> <p>3～6 略</p> <p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第24条 清算金として徴収する金額が1人について5万円以上で、かつ、納付すべき者から<u>法第103条第1項の規定による換地処分</u>の通知を受けた日の翌日から起算して2週間以内に分割納付を希望する旨の申出があったときは、その清算金に利子を付して分割徴収するものとし、清算金として交付すべき額が1人につき5万円以上になるときは、その清算金に利子を付して分割交付することができるものとする。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期限の翌日から起算して清算金の額に応じて次の区分によるものとする。</p> <div data-bbox="815 1361 1449 1422" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> |
| <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項に定める区分により清算金を分割徴収することが困難であると認めるときは、<u>10年以内において市長が定める期限及び回数により清算金を分割徴収することができる。</u></p> | |
| <p>3 <u>前2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、第2回以後の徴収し、又は交付すべき期限は、前回の徴収し、又は交付すべき期限の翌日から起算して6月を経過した日とする。</u></p> | <p>2 <u>前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、第2回以後の徴収し、又は交付すべき期限は、前回の徴収し、又は交付すべき期限の翌日から起算して6月を経過した日とする。</u></p> |
| <p>4 <u>第1項及び第2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回に徴収し、又は交付すべき清算金の額は、清算金の</u></p> | <p>3 <u>第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回に徴収し、又は交付すべき清算金の額は、清算金の総額を第1項</u></p> |

| | |
|--|---|
| <p>総額を第1項及び第2項の規定による分割回数で除した金額とする。ただし、清算金の総額から第1回の清算金を減じた金額に1,000円未満の端数が存するときは、その端数は、第1回の清算金に加えるものとする。</p> | <p>の規定による分割回数で除した金額とする。ただし、清算金の総額から第1回の清算金を減じた金額に1,000円未満の端数が存するときは、その端数は、第1回の清算金に加えるものとする。</p> |
| <p>5 略</p> | <p>4 略</p> |
| <p>6 第1項及び第2項の規定により分割徴収する清算金に付すべき利子の利率は、<u>法第103条第4項の規定による公告の日の翌日における財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条の財政融資資金をいう。）の貸付金利のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される金利と同一の利率（当該利率が同日における法定利率を超える場合においては、法定利率）以内とし、市長が別に定める。</u></p> <p>(1) 償還方法 元利均等半年賦償還</p> <p>(2) 償還期間 5年以内</p> <p>(3) 据置期間 なし</p> <p>(4) 金利方式 固定金利方式</p> | |
| <p>7 第1項及び第2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合には、市長は、毎回の徴収金額又は交付金額及び毎回の納付期限又は交付期限を定めて清算金を納付し、又は交付を受ける者に通知するものとする。</p> | <p>5 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合には、市長は、毎回の徴収金額又は交付金額及び毎回の納付期限又は交付期限を定めて清算金を納付し、又は交付を受ける者に通知するものとする。</p> |
| <p>8 略</p> | <p>6 略</p> |
| <p>9 略</p> | <p>7 略</p> |
| <p>10 略</p> | <p>8 略</p> |
| <p>11 略</p> | <p>9 略</p> |

坂戸都市計画事業若葉駅西口土地区画整理事業施行規程新旧対照表（第2条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(基準地積の更正等)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の申請をする場合において、基準地積と実測による地積との差が国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）<u>別表第4甲2</u>の項に記載された数値の範囲内であるときは、申請することができない。</p> | <p>(基準地積の更正等)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の申請をする場合において、基準地積と実測による地積との差が国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）<u>別表第5甲2</u>の項に記載された数値の範囲内であるときは、申請することができない。</p> |

3～6 略

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第24条 清算金として徴収する金額が1人について5万円以上で、かつ、納付すべき者から分割納付を希望する旨の申出があったときは、その清算金に利子を付して分割徴収するものとし、清算金として交付すべき額が1人につき5万円以上になるときは、その清算金に利子を付して分割交付することができるものとする。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期限の翌日から起算して清算金の額に応じて次の区分によるものとする。

略

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項に定める区分により清算金を分割徴収することが困難であると認めるときは、10年以内において市長が定める期限及び回数により清算金を分割徴収することができる。

3 前2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、第2回以後の徴収し、又は交付すべき期限は、前回の徴収し、又は交付すべき期限の翌日から起算して6月を経過した日とする。

4 第1項及び第2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回に徴収し、又は交付すべき清算金の額は、清算金の総額を第1項及び第2項の規定による分割回数で除した金額とする。ただし、清算金の総額から第1回の清算金を減じた金額に1,000円未満の端数が存するときは、その端数は、第1回の清算金に加えるものとする。

5 略

6 第1項及び第2項の規定により分割徴収する清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告の日の翌日における財政融資資金(財政融資資金法(昭和26年法律第1

3～6 略

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第24条 清算金として徴収する金額が1人について5万円以上で、かつ、納付すべき者から法第103条第1項の規定による換地処分の通知を受けた日の翌日から起算して2週間以内に分割納付を希望する旨の申出があったときは、その清算金に利子を付して分割徴収するものとし、清算金として交付すべき額が1人につき5万円以上になるときは、その清算金に利子を付して分割交付することができるものとする。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期限の翌日から起算して清算金の額に応じて次の区分によるものとする。

略

2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、第2回以後の徴収し、又は交付すべき期限は、前回の徴収し、又は交付すべき期限の翌日から起算して6月を経過した日とする。

3 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回に徴収し、又は交付すべき清算金の額は、清算金の総額を第1項の規定による分割回数で除した金額とする。ただし、清算金の総額から第1回の清算金を減じた金額に1,000円未満の端数が存するときは、その端数は、第1回の清算金に加えるものとする。

4 略

00号) 第2条の財政融資資金をいう。)の貸付金利のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される金利と同一の利率(当該利率が同日における法定利率を超える場合においては、法定利率)以内とし、市長が別に定める。

(1) 償還方法 元利均等半年賦償還

(2) 償還期間 5年以内

(3) 据置期間 なし

(4) 金利方式 固定金利方式

7 第1項及び第2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合には、市長は、毎回の徴収金額又は交付金額及び毎回の納付期限又は交付期限を定めて清算金を納付する者又は交付を受ける者に通知するものとする。

8 略

9 略

10 略

11 略

5 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合には、市長は、毎回の徴収金額又は交付金額及び毎回の納付期限又は交付期限を定めて清算金を納付する者又は交付を受ける者に通知するものとする。

6 略

7 略

8 略

9 略